市民税所得割額の確認方法

（１）住民税を給与から天引きされている方（主に、会社にお勤めの方）

毎年５月～６月頃に会社等から配付される「給与所得等に係る市民税・県民税　特別徴収税額の決定・変更通知書」で確認ができます。

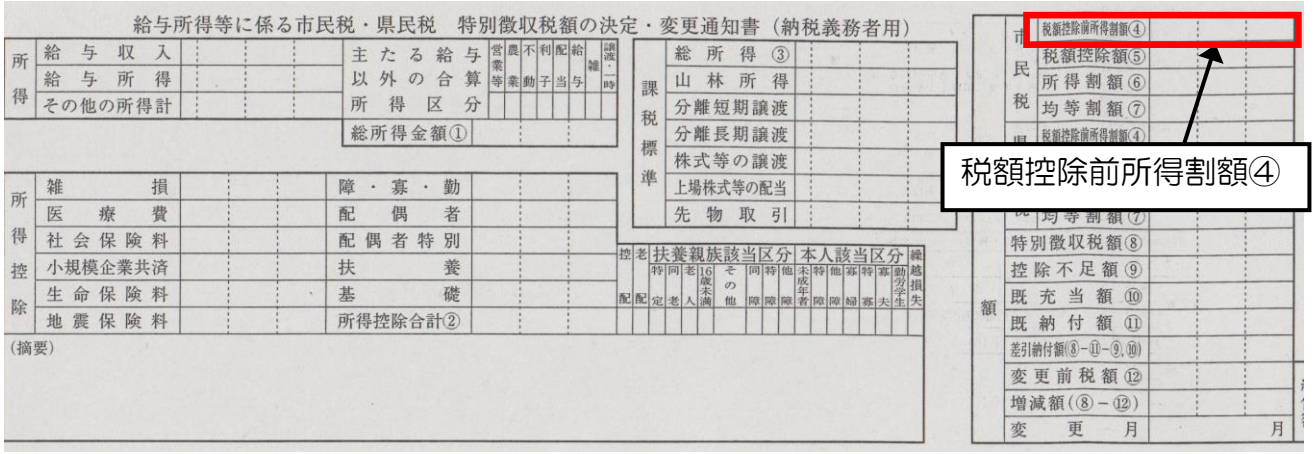

※　「税額控除前所得割額④」が、保育料の階層を判定する際に使用する金額となります。この金額は、住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）や寄附金税額控除等の控除をする前の金額です。

※　調整控除額（この通知書には金額が記載されません。）は、控除された後の所得割額で判定されます。

※　特別徴収税額の決定・変更通知書の書式は、市区町村によって異なります。

（２）住民税を納付書で納めている方（主に、自営業等の方）

ご自宅に郵送される「市民税・県民税税額決定　納税通知書」で確認ができます。

※　調整控除額以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等）がある場合は、所得割額（斜線）に控除額（点線内）を加算した額が、保育料の階層を判定する際に使用する金額となります。

※　納税通知書の書式は、市区町村によって異なります。